

## 第20号議案

品川区立健康センター条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和5年2月21日

品川区長 森 澤 恭 子

品川区立健康センター条例の一部を改正する条例

品川区立健康センター条例（平成10年品川区条例第45号）の一部を次のように改正する。

第2条の表品川区立荏原健康センターの項中「品川区荏原二丁目9番6号」を「品川区西五反田六丁目6番20号」に改める。

第4条第1項第1号中「、健康・体力検査ルーム」を削り、同項第2号中「、保育室」を削る。

別表第2(1)の表および(2)の表健康・体力検査ルームの項を削る。

別表第3の表保育室の項を削り、同表備考第5号を削る。

付 則

この条例は、令和5年7月1日から施行する。ただし、第4条第1項第1号および第2号の改正規定、別表第2(1)の表および(2)の表健康・体力検査ルームの項を削る改正規定、別表第3の表保育室の項を削る改正規定ならびに同表備考第5号を削る改正規定は、同年4月1日から施行する。

（説明）荏原健康センターの位置を変更するほか、規定を整備する必要がある。